

例規の名称	条文	対象	項目内容	規定	教育長	委任又は代理の別	実施状況
美里町教育委員会公告式規則	第2条第2項	教育長	規則の公布	規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育長が署名するものとする。	○	委任	・規則署名件数:4件
美里町教育委員会後援名義使用申請書の取扱に関する規程	第5条	教育長	申請の手続き	教育委員会の後援名義使用の承認を受けようとするものは、後援名義使用申請書(様式第1号)を、原則として開催期日の1箇月前までに教育長に提出しなければならない。	○	委任	・申請受理件数:22件
	第5条2項	教育長	申請の手続き	教育長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに承認するか否かについて決定し、その結果を後援名義使用通知書(様式第2号)により通知するものとする。	○	委任	・決定通知件数:22件
	第5条2項	教育長	承認の取消し	教育長は、前項の規定により承認を取り消したときは、承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町教育委員会職員表彰規程	第7条	教育長	表彰の手続	教育委員会事務局の課の長(美里町教育委員会組織規則(平成18年美里町教育委員会規則第4号)第6条に規定する課の長をいう。)は、所属職員に第3条の規定に該当者あるときは、別記様式の内申書により教育委員会教育長(以下「教育長」という。))に内申し、教育長はその可否について審査の上、意見を付して委員長に内申しなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校管理に関する規則	第4条第1項	教育委員会	臨時休業	学校において、天災その他やむを得ない事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、直ちに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。	○	委任	・報告受理件数:13件
	第10条2項	教育委員会	教育委員会が行う出席停止	教育委員会は、前項の申出があった場合は、あらかじめ保護者等の意見を聴取した上で、出席停止を命ずることができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第10条3項	教育委員会	教育委員会が行う出席停止	教育委員会は、前項の出席停止を命ずる場合は、当該児童生徒の保護者に対し、出席停止の理由及び停止期間等を記載した文書を交付することにより行う。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第12条	教育委員会	事故等の報告	校長は、児童生徒に傷害若しくは死亡事故又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。	○	委任	・報告受理件数:8件
	第26条第2項	教育委員会	職務に専念する義務の免除	職員の職務に専念する義務の免除については、校長が承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 (1)校長の職務に専念する義務の免除 (2)職務に専念する義務の特例に関する規則第1条第7号及び美里町職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第4号に該当する場合	○	委任	・美里町職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第4号:167件 【内訳】 ①事務局:23件 ②小学校及び中学校:79件 ③幼稚園:48件 ④近代文学館:17件 ・校長の職務に専念する義務の免除:14件
	第27条	教育委員会	出張	職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長が美里町の区域外に3日以上にわたって出張しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。	○	委任	・承認件数:5件
	第43条	教育長	その他	この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第8条4項	教育長	学校事務支援室連絡会	連絡会は、教育長が招集する。	○	委任	・招集件数:2件
美里町学校教育法施行細則	第7条	教育委員会	区域外就学等	教育委員会は、前項の願出に承諾を与えるときは、様式第8号による承諾書を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき学校の校長に対して、その入学期日及び氏名を様式第9号によって通知するものとする。	○	委任	・通知件数:11件
美里町指定学校変更事務取扱要綱	第2条1号	教育委員会	変更の基準	美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。))は、就学予定者(施行令第5条第1項に規定するものをいう。以下同じ。))又は学齢児童若しくは学齢生徒(以下「児童、生徒」という。))が次の各号のいずれかに該当する場合には指定学校を変更することができる。 (1)転居予定者である場合 (2)保護者が共働き等で帰宅後の児童の保護が不可能な場合 (3)慢性的病氣、生来の病弱等で特定の病院に長期(1年以上)にわたり通院が必要な児童、生徒に対して当該病院に近く通院、通学便利な学校に就学させる場合 (4)病弱等で通学距離を考慮しなければならない場合 (5)兄弟で前各号のいずれかに掲げる理由及び第7号により教育委員会が指定変更したものの弟妹が新入学する場合。ただし、兄弟が在学する場合に限る。 (6)町内転居の日が、第1学期終了後である小学校及び中学校の最終学年の在籍者及び第2学期終了後であるその他の学年の在籍者が、当該学年の終了まで引き続き従前の学校に通学することが適切であると認められる場合 (7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会において教育的配慮からやむを得ないと認める場合。ただし、この場合は、教育委員会の会議において議決を経るものとする。	○	委任	・変更件数:14件
	第6条	教育委員会	変更の決定及び変更	教育委員会は前条の審査により変更することが妥当であると認めたものに限り指定学校の変更を決定し、この旨を「就学すべき学校の指定の変更について(通知)(様式第4号)」に明記の上保護者に当該通知書を交付するものとする。また、「就学すべき学校の指定の変更について(通知)(細則第5条に規程する様式第5号)」及び「貴校に入学する児童生徒の氏名及び入学期日について(通知)(細則第3条に規程する様式第2号)」により、当該学校に通知するものとする。	○	委任	・通知件数:14件
美里町就学援助費支給要綱	第3条第1項第3号	教育長	支給対象者	就学援助費の支給対象者は、小学校又は中学校に在学している児童又は生徒の保護者で、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2)略 (3)その他美里町教育委員会教育長(以下「教育長」という。))が必要と認める者。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第5条第1項	教育長	受給の申請	就学援助費の支給を受けようとする者は、美里町就学援助費受給申請書(様式第1号)に、教育長が必要と認める書類を添えて教育長へ提出するものとする。	○	委任	・申請書受理件数:186件
	第6条第1項	教育長	認定	教育長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請内容に基づき、児童生徒に係る世帯票(様式第2号)(以下「世帯票」という。))を作成し、校長の意見を求め、要保護者又は準要保護者の認定を行い、美里町就学援助費認定・非認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。ただし、必要に応じて当該地区民生委員児童委員及び児童生徒の在学する学校長に通知することができるものとする。	○	委任	・通知件数:186件
	第6条2項	教育長		教育長は、前項の認定において必要に応じ民生委員児童委員又は福祉事務所所長の意見を求めることができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第13条	教育長	補則	この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校の学校評議員設置に関する要綱	第9条	教育長	その他	この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町学校教育専門指導員設置規則	第3条	教育長	職務	指導員は、教育委員会の委嘱を受けて、町立幼稚園及び町立学校に対し次の事項の指導に当たる。 (1)幼稚園、小学校及び中学校の学習指導及び生徒指導に関する事項 (2)幼稚園、小学校及び中学校の教育研究推進に関する事項 (3)教職員初任者の研修に関する事項 (4)教育広報に関する事 (5)前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項	○	委任	特になし ※必要と認める事項について
	第6条	教育長	その他	この規則に定めるもののほか、指導員に関して必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校教員補助員配置要綱	第3条	教育長	教員補助員の職務	教員補助員は、学校長及び幼稚園長(以下「学校長等」という。))の指揮監督のもと、教職員と連携し、対象児童等に係る次に掲げる職務に従事する。 (1)学校等において必要とする生活全般の支援 (2)その他特別な事情により教育長が必要と認める業務	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第8条	教育長	配置申請	学校長は、教員補助員の配置を必要と判断した場合は、教員補助員配置申請書(様式第1号)により教育長に申請するものとする。	○	委任	・申請受理件数:9件
	第9条1項	教育長	配置決定及び配置基準	教育長は前条の申請があったときは、対象児童等の実施について学校長などの意見を尊重し、予算の範囲内において、学校等及び美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会の意見並びに美里町心身障害児就学指導審議会の結果等を参考に、決定するものとする。	○	委任	・決定件数:9件 主に美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会及び心身障害児就学指導審議会の答申を参考とした。
	第9条2項	教育長	配置決定及び配置基準	教育長は、前項の規定により教員補助員の配置を決定したときは、配置の有無を教員補助配置可否決定通知書(様式第2号)により学校長等に通知しなければならない。	○	委任	・通知件数:9件
	第10条	教育長	実施計画	教員補助員の配置が決定した学校長等は、教員補助員活動実施計画(様式第3号)を教育長が指定する日までに提出しなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし

例規の名称	条文	対象	項目内容	規定	教育長	委任又は代理の別	実施状況
	第11条	教育長	活動報告	教員補助員が配置された学校(以下「配置校」という。)の学校長は、1学期終了後に教員補助員活動中間報告書(様式第4号)を、2学期終了後に教員補助員活動実績報告書(様式第5号)を教育長が指定する日までにそれぞれ提出しなければならない。	○	委任	・報告書受理件数(1学期終了後):8件 ・報告書受理件数(2学期終了後):8件
	第12条2項	教育長	継続的な観察等	教育長は、前項の観察結果を踏まえて、教員補助員が行う支援内容及び教員補助員の配置について、必要に応じて配置校の学校長等と協議するものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第14条	教育委員会	研修等	教育委員会は、支援の実施を図るため、教員補助員に対し、研修会を実施するものとする。	○	委任	・実施研修 【研修内容】 特別支援関係者研修会(8/5)
美里町特別支援教育専門員設置規則	第6条	教育長	その他	この規則に定めるもののほか、専門員に関して必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱	第10条	教育長	配置決定及び配置基準	教育長は、前条の申請があったときは、対象児童等の実態について学校長等の意見を尊重し、予算の範囲内において、学校等及び美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会の意見並びに美里町心身障害児就学指導協議会の結果等を参考にし、決定するものとする。	○	委任	・決定件数:9件 主に美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会及び心身障害児就学指導協議会の答申を参考とした。
	第10条2項	教育長	配置決定及び配置基準	教育長は、前項の規定により支援員の配置を決定したときは、配置の有無を特別支援教育支援員配置可否決定通知書(様式第2号)により学校長等につちししなければならない。	○	委任	・決定件数:9件
	第11条	教育長	実施計画	支援員の配置が決定した学校長等は、特別支援教育支援員活動実施計画書(様式第3号)を教育長が指定する日までに提出しなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第13条	教育長	継続的な観察など	教育長は、前項観察結果を踏まえて、支援員が行う支援内容及び支援員の配置について、必要に応じて配置校の学校長等と協議するものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立幼稚園園則	第7条第1項	教育委員会	入園の可否の決定	教育委員会は、入園を申請した幼児について、その能力、身体等を検査し、相当と認める者に入園を許可するものとする。ただし、教育長が検査の必要がないと認めるときは、検査を省略することができる。	○	委任	・入園許可件数:74件
	第7条第2項	教育委員会		教育委員会は、前項の決定をしたときは、その結果を入園承諾通知書(様式第3号)により入園出園を行なった保護者に通知するものとする。	○	委任	・通知件数:74件
	第8条	教育委員会	児童台帳	教育委員会は、前条第1項の規定により入園を許可した幼児について、児童台帳(様式第4号)を作成するものとする。	○	委任	・入園許可をした幼児分の児童台帳を作成した。
	第11条	教育委員会	補則	この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則	第5条3項	教育長	休業日	教育長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第6条第1項第8号	教育長	対象者	その他教育長が認める理由に該当すること。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第7条第1項	教育長	申込み	預かり保育を利用とする保護者は、教育長が定める日までに必要と認める書類を添えて、幼稚園預かり保育利用申込書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。	○	委任	・申込書受理件数:107件
	第7条第3項	教育長		第1項の幼稚園預かり保育利用申込書を提出した保護者が、第8条第1項の結果を受ける前に取り下げする場合は、幼稚園預かり保育利用申込取上届(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第8条	教育長	審査及び決定	教育長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、預かり保育の利用の適否を審査し、その結果を幼稚園預かり保育利用決定通知書(様式第4号)により、当該保護者に通知するものとする。	○	委任	・通知件数:107件
	第9条2項	教育長	利用の辞退	教育長は、前項の届を受理したときは、幼稚園預かり保育利用取消通知書(様式第7号)により当該保護者に通知するものとする。	○	委任	・通知件数:47件
美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則	第10条	教育長	利用の取消措置	教育長は、利用園児、その保護者及び世帯員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用園児の預かり保育の利用を取り消すものとする。 (1)利用園児が美里町立幼稚園に在籍しなくなったとき。 (2)第6条第1項を各に該当しなくなった時。 (3)第12条の規定による責務を果たさないとき。 (4)その他預かり保育の要りようを取り消すことが適当であると教育長が認めたとき。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第10条2項	教育長	利用の取消措置	教育長は、前項の規定により預かり保育の利用を取り消すときは、前条第2項の通知書により当該保護者に通知するものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第11条	教育委員会	事故処理	教育委員会は、利用園児に発病その他の事故が生じたときは、直ちに必要措置を行うものとする。この場合において、発生した費用は、町の責めに帰すべき理由による場合を除き、当該保護者の負担とする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第13条	教育長	補則	この規則に定めるもののほか、預かり保育に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町青少年教育相談員設置要綱	第5条	教育長	補則	この規則に定めるもののほか、青少年教育相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	第3条	教育委員会	通知	学校医等の災害が公務上のものであるときは、実施機関(教育委員会)は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第5条	教育委員会	報告、出頭等	実施機関(教育委員会)は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町奨学金貸付条例施行規則	第8条2項	教育委員会	償還明細書の提出等	前項の規定により償還明細書を提出した者が、その償還方法を変更しようとするときは、奨学金償還方法変更承諾申請書(様式第7号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第12条	教育長	その他	この規則に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町奨学金貸付規程	第7条	教育委員会	その他	この告示に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町学校給食調理施設運営規則	第4条	教育長	給食用食材の購入	給食用食材については、公益財団法人宮城県学校給食会及び学校給食用食材取引指名願(別記様式)を提出した業者の中から、美里町学校給食運営協議会の答申に基づき、教育長がこれを決定するものとする。	○	委任	・食材業者決定件数:27件 ※学校給食運営協議会の答申に基づき決定した。
	第5条	教育長	補則	この規定に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町社会教育委員の会議運営等に関する規則	第3条1項	教育長	会議の招集	会議は、美里町教育委員会教育長が招集する。	○	委任	・招集件数:2件
美里町学校体育施設の開放に関する条例	第3条	教育委員会	施設の利用責任	学校開放の開放に関する事務は、美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。	○	委任	・美里町学校体育施設の開放に関する条例の規定に基づき適切に事務を実施した。
	第5条1項	教育委員会	使用の許可等	前条第1項の規定により登録された団体が開放する施設を使用しようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。	○	委任	・許可件数:449件
	第5条2項	教育委員会	使用の許可等	教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。 (1)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2)施設又は設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3)その他管理上支障があると認めるとき。	○	委任	・特になし ※事案の発生なし
	第6条1項	教育委員会	使用許可の取消し等	教育委員会は、開放する施設を使用する団体がこの条例及びこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。	○	委任	・特になし ※事案の発生なし
美里町学校体育施設の開放に関する規則	第4条1項	教育委員会	登録	条例第4条第1項の規定により登録を受けようとする団体は、学校体育施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。	○	委任	・提出受理件数:42件
	第4条2項	教育委員会	登録	教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めた場合は、学校体育施設使用団体登録証(様式第2号)を当該団体に交付するものとする。	○	委任	・登録証交付件数:42件
	第4条3項	教育委員会	登録	第1項の規定による申請をした団体は、その申請に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	○	委任	・届出受理件数:14件
	第5条1項	教育委員会	使用の申請及び許可	条例第5条の規定により使用の許可を受けようとする団体は、学校体育施設使用申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。	○	委任	・申請書受理件数:449件
	第5条2項	教育委員会	使用の申請及び許可	教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めた場合は、学校体育施設使用許可証(様式第4号)を当該団体に交付するものとする。	○	委任	・許可証交付件数:449件
	第9条1項	教育委員会	破損の届出等	使用者は、開放する施設又は設備等を亡失し、又は損壊したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町近代文学館条例施行規則	第4条4項	教育委員会	千葉亀雄記念文学室及び所蔵展示物の使用	前2項の規定にかかわらず、美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、所蔵展示物の移動及び貸出しを許可することができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし

例規の名称	条文	対象	項目内容	規定	教育長	委任又は代理の別	実施状況
美里町近代文学館町民ギャラリー利用条例	第2条	教育委員会	利用の申請及び許可	町民ギャラリーを利用しようとする者(以下「利用者」という。))は、所定の申請書を提出し、あらかじめ美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。))の許可を受けなければならない。また、町民ギャラリーの利用上特別の設備をしようとするときも同様とする。	○	委任	・申請書受理件数:6件
	第3条	教育委員会	利用許可の取消し	教育委員会は、前条第1項による者について、次の各号のいずれかに該当するときは利用を許可せず、又は利用を取り消すことができる。 (1)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2)施設又は附属物を損傷、滅失するおそれがあるとき。 (3)利用申請にいつわりがあると認めるとき。 (4)利用許可の条件に違反したとき。 (5)前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第7条2項	教育委員会	利用時間	教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず利用時間外の利用を許可することができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町近代文学館図書館資料管理規程	第13条	教育長	報告	館長は、毎年度末における図書館資料の管理状況を検査し、教育長に報告しなければならない。	○	委任	令和5年3月31日付けで報告書を受理した。
美里町不動堂記念館の設置及び管理に関する条例	第5条	教育委員会	利用者の遵守事項	不動堂記念館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。 (1)原状を変更しないこと。 (2)許可を得た設備器具以外を利用しないこと。 (3)火災、盗難等の防止に留意すること。 (4)広告物等の掲示又は看板立札等の設置を行わないこと。 (5)感染症患者、めいけい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者、動物を伴う者(身体障害者補助券大等を除く。))その他不動堂記念館内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (6)利用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。 (7)許可を受けた目的外に利用又はその権利を譲渡し、担保し、転貸しないこと。 (8)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示すること。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第6条	教育委員会	利用許可	不動堂記念館を利用しようとする者(以下「利用者」という。))は、所定の申請書を提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	○	委任	・申請書受理件数:17件
美里町不動堂記念館の設置及び管理に関する条例	第5条	教育長	報告	管理員は、施設等に異状を認めるとき、又は修理等の措置を要すると認めるときは、速やかに教育長に報告し、その指示を受けるものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町郷土資料館条例	第8条	教育委員会	管理上の制限	教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を制限し、若しくは禁止し、又は入館者に退館を命ずることができる。 (1)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2)施設、設備又は資料を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第9条	教育委員会	資料の特別利用	資料館において資料の撮影、模写等特別の利用をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。	○	委任	・許可件数:1件 ※戦軍資料の貸出によるもの。
美里町教育委員会請願処理規則	第3条	教育長	請願の処理	美里町教育委員会教育長は、前条の規定による請願書を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。	○	委任	・報告件数:1件(令和4年8月定例会にて報告)
長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領	第5条	教育長	時間外在校等時間の報告	校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、時間外在校等時間報告書(様式第1号)により翌月の10日までに教育長に報告を行うものとする。 (1)在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。))の合計が、1か月当たり80時間を超える場合 (2)連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの時間について、時間外在校等時間1か月当たりの平均時間が80時間を超える場合 (3)時間在校等時間が3月連続で45時間を超えた場合	○	委任	・令和4年度報告受理件数: 4月:9件 5月:9件 6月:9件 7月:9件 8月:9件 9月:9件 10月:9件 11月:9件 12月:9件 1月:9件 2月:9件 3月:9件 ※いずれも町立小学校及び中学校長より報告を受けたものである。
	第8条2項	教育長	面接指導等の実施	校長は、面接指導等該当職員について、面接指導等に係る調査(様式第4号、以下「調査」という。))を作成し、申出書及びチェック票と併せて教育長に提出しなければならない。	○	委任	・調査作成件数:1件
	第8条3項	教育長	面接指導等の実施	教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、指定医師等に依頼し、当該職員に対する面接指導等を行わせるものとする。	○	委任	・面接指導実施件数:1件
	第8条4項	教育長	面接指導等の実施	前条の規定による奨励を受けた職員が、指定医師等以外の医師による面接指導等を受けたときは、次に掲げる事項を記載した当該面接指導等を受けたことを証明する書面を教育長に提出することにより、指定医師による面接指導を代えることができるものとする。 (1)実施年月日(2)当該職員氏名(3)面接指導等を行った医師の名前 (4)当該職員の疲労の蓄積の状況(5)前号に掲げるもののほか、当該職員の心身の状況	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第9条	教育長	医師への情報提供	教育長は、医師に調査及びチェック票を提供することができるものとする。	○	委任	・医師への提供数:1件 当該職員の調査及びチェック票を提供した。
	第11条	教育長	適切な措置	教育長は、面接指導等の結果、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、勤務場所の変更、勤務時間の短縮、深夜勤務の減少等の措置を講じるほか、当該医師の意見の安全衛生委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。	○	委任	措置の必要性がなかったため該当なし。
美里町学力向上推進委員会設置要綱	第6条	教育長	会議	会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育長が招集する。	○	委任	・招集件数:1件
美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則	第6条1項	教育長	会議	委員会の会議(以下「会議」という。))は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は教育長が招集する。	○	委任	・招集件数:1件
美里町スクールバス運行規程	第2条	教育長	運行管理	バスの運行管理は、美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。))が行う。	○	委任	・美里町スクールバス運行規程の規定に基づき、適切に実施した。
	第3条2項	教育長	運行の内容	前項の運行に支障がないと認められる場合は、前項以外の教育活動のために運行することができるものとし、その範囲は次のとおりとする。 (1)町立小・中学校、幼稚園が教育活動に使用するとき。 (2)その他教育長が必要と認めるとき。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第4条2項	教育長	運行路線	バスの運行経路及び乗降場所については、教育長と学校等の長が前年度末までに協議して決定するものとする。	○	委任	・協議件数:9件(町立小学校校長及び幼稚園長との協議) 令和4年度末に令和5年度における運行経路及び乗降場所を協議した結果、令和4年度と変更はなかった。
	第5条	教育長	運行時間	児童等の送迎のための運行時間については、教育委員会と学校等の長が前年度末までに協議して決定するものとする。	○	委任	・協議件数:9件(町立小学校校長及び幼稚園長との協議) 令和4年度末に令和5年度における運行時間を協議した結果、令和4年度と変更はなかった。
	第6条	教育長	運行時間の変更・取消	児童等の送迎のための運行時間に変更及び取消しが生じたときは、学校等の長は速やかに教育長に届け出なければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第7条	教育長	乗車の範囲	送迎のためのバスを使用できる児童等は、教育長が別に定める。	○	委任	教育長が別に定めた規程に応じ、以下の①及び②を満たす要件とした。 ①町立の幼稚園及び小学校に所属している。 ②自宅最寄りのバス停からの距離が片道1.5km以上である。

例規の名称	条文	対象	項目内容	規定	教育長	委任又は代理の別	実施状況
	第8条1項	教育長	乗車名簿の提出	学校等の長は、前条の規定により定める児童等がバスを使用するときは、スクールバス利用通学届（様式第1号）を前年度末までに教育長に提出しなければならない。	○	委任	・届受理件数:9件
	第8条2項	教育長	乗車名簿の提出	学校等の長は、前項の規定により提出した内容に変更があったときは、速やかにその内容を教育長に届け出なければならない。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第9条	教育長	使用手続き	第3条第2項によりバスを使用しようとする場合は、スクールバス使用申請書(様式第2号)を使用日の前月の15日までに教育長に提出しなければならない。	○	委任	・申請書受理件数:104件
	第10条1項	教育長	使用許可	教育長は、前条による使用申請書が提出された場合、使用目的、運行日程、乗車定員等によりその事業に対する使用が妥当か判断し、使用を認めたものについてはスクールバス使用許可書(様式第3号)を交付するものとする。	○	委任	・使用許可書交付件数:104件
	第11条	教育長	使用の取下げ	第9条により申請をした者が使用申請を取り下げるときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	○	委任	・取下げ受理件数:578件
	第12条	教育長	使用の取消し	教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消すことができる。 (1) 車両の故障等で運行に支障があるとき (2) 災害等により運行が不能になったとき (3) その他教育長が運行不能と判断したとき	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第13条	教育長	運転者	バスの運転者は、町の職員のうち、教育長が許可した者とする。	○	委任	・美里町教育委員会が任用した職員12人をバスの運転者として許可した。
	第15条	教育長	使用者の遵守事項	バスの使用者は、バスが安全かつ快適に運行されるため、次の事項を遵守するものとする。 (1) 交通関係法令に抵触する行為をしないこと。 (2) 乗車中は、運転者の指示に従うこと。 (3) 運転者にもだりに話しかけないこと。 (4) 車内の秩序維持に支障をきたす行為をしないこと。 (5) 車内は禁煙禁酒とする。 (6) 前5号に掲げるもののほか、教育長が定める事項	○	委任	特になし ※事案の発生なし
	第17条	教育長	協議	バスの管理運営上必要がある場合は、その都度、教育長と学校等の長が協議するものとする。	○	委任	特になし ※事案の発生なし
美里町立学校学力向上支援員配置要綱	第5条	教育長	配置申請	学校長は、学力向上支援員の配置を必要と判断した場合は、美里町立学校学力向上支援員配置申請書(様式第1号)に美里町立学校学力向上支援員活動計画書(様式第2号)を添えて、美里町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請するものとする。	○	委任	・申請受理件数:9件 ※町立小学校及び中学校長より申請を受けた。
	第6条1項	教育長	配置決定	教育長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内において、計画書内容及び学校の実情並びに支援員の配置の必要性等を勘案し、配置の可否を決定するものとする。	○	委任	・配置可:9件 ・配置否:0件 学校の実情及び学校から提出のあった計画書から児童・生徒の学力向上に資するため、学力向上支援員の配置が必要であると判断した。 【配置状況】 令和4年4月1日～:小学校6校、中学校1校 令和4年7月1日～:小学校6校、中学校2校 令和4年10月1日～:小学校6校、中学校3校
	第6条2項	教育長	配置決定	教育長は前項の規定により支援員の配置を決定したときは、美里町立学校学力向上支援員配置可否決定通知書(様式第3号)により学校長に通知するものとする。	○	委任	・配置決定件数:9件
	第7条	教育長	活動報告	支援員が配置された学校の学校長は、美里町立学校学力向上支援員活動実績報告書(様式第4号)を当該年度の3月末までに教育長に提出しなければならない。	○	委任	・報告書受理件数:9件
	第8条	教育委員会	研修等	教育委員会は、支援の充実を図るため、支援員に対し、研修会を実施するものとする。	○	委任	【学力向上支援員研修実施状況】 学力向上支援員研修会(4/5、7/15、11/25)
美里町スクールソーシャルワーカー設置要綱	第4条第2項	教育委員会	職務	前項に規定する職務は、スクールソーシャルワーカーが勤務する中学校において行うほか、当該中学校の属する通学区域内の小学校長の要請に応じ、教育委員会の認める場合において行うことができる。	○	委任	特になし ※事案の発生なし

例規の名称	条文	対象	項目内容	規定	教育委員会	委任又は代理の別	実施状況
美里町学校体育施設の開放に関する条例	第8条	教育委員会	使用料の減免	町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	○	代理	・使用料免除件数:178件
美里町奨学資金貸付条例	第2条	教育委員会	対象者	町長は、次に該当する者に対し、奨学資金を貸し付けることができる。 (1) 町内に住所を有する者の子弟であって、経済的理由により学資の確保に困難があると認められるもの (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、専修学校、各種学校、高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)、大学(専攻科を含む。以下同じ。))又は大学院に在学し、若しくは入学しようとする者 (3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に掲げる者のほか、教育委員会がこの条例の目的達成のため必要と認めて定める者	○		
	第4条	教育委員会	貸付申請	奨学資金の貸付けを受けようとする者は、奨学資金貸付申請書を町長に提出しなければならない。	○	代理	令和4年度申請書受理件数:5件
	第6条	教育委員会	貸付けの決定	町長は第4条の申請書を受理したときは、奨学資金貸付審査委員会の審査を経て貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。	○		
	第7条	教育委員会	貸付けの休止又は停止	町長は、奨学資金の貸付けを受けている者が、休学し、又は出席停止の処分を受け、若しくは長期にわたって学習を中断した場合にあっては、当該休学、出席停止又は長期にわたって学習を中断した期間のうち月の初日から末日にわたった期間で町長が必要と認める期間は、奨学資金の貸付けを休止するものとする。 2 町長は、奨学資金の貸付けを受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該理由の発生した日の属する月の翌月から奨学資金の貸付けを停止するものとする。 (1) 第2条に規定する貸付対象者としての要件を欠いたとき。 (2) 当該貸付けを受けることを辞退したとき。 (3) その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。	○		
	第9条	教育委員会	償還の猶予	町長は、奨学資金の貸付けを受けた者が貸付期間の満了後、又は第7条第2項の規定による貸付けの停止後において、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認める期間、奨学資金の償還を猶予することができる。 (1) 引き続き当該学校に在学する場合その他第2条第2号に該当する場合 (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学資金の償還が困難であると認められる場合	○	代理	令和4年度猶予承認件数:2件 (内訳) ・第1号に係るもの:1件(大学への在籍) ・第2号に係るもの:1件(就職活動中から経済的な理由)
	第10条	教育委員会	償還の免除	町長は、奨学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他やむを得ない理由により奨学資金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。	○		
美里町学校給食費に関する条例	第3条	教育委員会	給食費の徴収	町長は、前条の規定により給食を受ける児童生徒等の保護者等(子に対して親権を行う者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。))及び児童生徒等以外の者で給食を受ける者から、給食に要する経費(以下「給食費」という。))を徴収する。 2 前項の給食費の額は、美里町学校給食運営審議会条例(平成30年美里町条例第4号)第1条に規定する美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、別表に掲げる額を超えない範囲において規則で定める。	○		
	第5条	教育委員会	給食費の減額	町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、給食費を減額することができる。	○		
美里町学校給食費に関する条例施行規則	第2条	教育委員会	学校給食の申込み	学校給食(以下「給食」という。))の提供を受けようとする条例第2条第1項に規定する児童生徒等(以下「児童生徒等」という。))の条例第3条第1項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。))は、学校給食申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。	○		
	第3条第1項	教育委員会	給食の提供の決定	町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、給食の提供について決定するものとする。	○		
	第3条第2項	教育委員会		保護者等は、前条の学校給食申込書の内容に変更が生じたときは、学校給食変更届出書(様式第3号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。	○		
	第7条	教育委員会	給食費の額等の通知	町長は、保護者等に対し、学校給食を受ける年度の5月(その年度の最初の給食提供日が6月以降の日となるときは、最初の給食提供日の属する月)(年度の途中から学校給食を提供する者にあっては、学校給食決定時)に、第5条に規定する給食費の額及び前条第1項に規定する納期限を通知するものとする。	○		
	第8条第1項	教育委員会	給食の停止	保護者等は、児童生徒等が病気、事故その他の理由により連続して6日以上給食の提供を要しない場合において、停止を希望する日の5日前までに学校給食停止届出書(様式第5号)に必要事項を記入し、町長に提出することにより給食を停止することができる。ただし、ふどうどう幼稚園及びこころ幼稚園にあっては、停止を希望する日の午前8時までに口頭による申出があったときは停止することができる。	○		
	第8条第2項	教育委員会		町長は、前項の申出があったときは、速やかに給食の停止のための措置を講じ、学校給食停止届出書により給食を停止したときは学校給食停止届出書(様式第6号)により保護者等に通知するものとする。	○		
	第8条第3項	教育委員会		町長は、前項の規定により給食を停止したときは、学校給食の提供回数から停止した回数を減じた回数により給食費の額を算出するものとする。	○		
	第9条第2項	教育委員会	給食の再開	町長は、前項の申出があったときは、速やかに給食の再開のための措置を講じ、給食を再開するときは、学校給食再開届出書(様式第8号)により保護者等にあらかじめ通知するものとする。ただし、前項ただし書の場合にあっては、当該通知を省略することができる。	○		
	第10条第1項	教育委員会	給食の解約	保護者等は、児童生徒等の転校、食物アレルギー、その他の理由により給食を解約するときは、解約を希望する日の5日前までに学校給食解約届出書(様式第9号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。 2 当該年度の翌年2月までの間に前項の申出があったとき	○		
	第10条の2第1項	教育委員会	給食費の免除	町長は、幼稚園に在園する幼児のうち、次に掲げるものに係る給食費を免除することができる。 (1) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第14号)の規定による保護を受けている世帯、市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割合算額が7万7,100円以下の世帯に属する幼児 (2) 保護者が市町村民税所得割合算額が7万7,101円以上の世帯に属する幼児であって、同一世帯に子ども子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども、小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。))又は小学校第3学年年齢相当までの子どもが3人以上いる場合において、そのうち最年長者から出生の早い順に数えて第3子以降のもの	○		
	第16条第1項	教育委員会	臨時の給食の提供等	第16条 町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、学校給食決定届出書(臨時給食用)(様式第12号)により審査の結果を申込者に通知するものとする。	○		